

お知らせ

## 2001年度全国生活保護裁判連絡会・交流会

○とき 9月16日(日)午前9時30分～

○ところ 広島市内(会場等詳細は追ってお知らせします)

○よびかけ

結成以来7回目を迎える裁判連2001年度総会・交流会は、被爆地広島で初めて開催されます。この1年間生活保護裁判をめぐる大きな動きがありました。林訴訟は残念ながら最高裁で原告敗訴という不当判決となりましたが、林訴訟が提起した野宿者の人権保障という課題は政府や自治体を動かし着実に前進しています。最高裁係属中の2大裁判(中島・林)は高裁の勝訴判決を何としても確定させなければなりません。そして、生活保護の保護申請書不交付事件では一審勝訴という画期的な判決が大阪地裁で下されています。また、不服申立てでは、北海道、愛知、京都、大阪、静岡などで請求が続いており、原処分取消という、実質的に請求人の主張が認められる事例も相次いでいます。

社会保障裁判では、ハンセン病裁判の勝訴確定などの画期的な前進があり、学生無年金裁判では行政訴訟が提起されています。また、介護保険料の年金からの天引きについてもその違憲性を争う裁判が提起されました。

生活保護法の改正については、本年度本格的な全国調査が予定されるなど、政府部内でも具体的な動きが進みつつあります。

これからの1年は、生活保護裁判、社会保障裁判をめぐる、まさに大きな節目、正念場になることは間違いないでしょう。

生活保護や介護保険、社会保障裁判の前進めざして、大いに語り合おうではありませんか。



## 各地の運動交絡

### 福岡高裁判決の早期確定を求める2・6決起集会開く

学資保険裁判を支援する会

事務局 杉本美江

#### 2. 6決起集会の様子

2月6日、学資保険裁判を「支援する会」は、衆議院第1議員会館で「福岡高裁判決の早期確定を求める2・6決起集会」をひらきました。

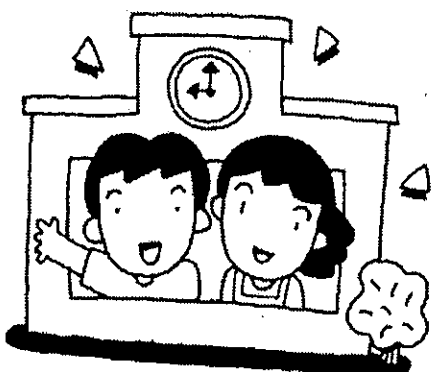
決起集会には支援する会参加の全労連、自治労連、全教、日高教、全生連、民医連、母親大会、公扶研、中央社保協などの代表と菅沼弁護士、小川政亮元日本福祉大教授など61名が参加しました。

全労連鈴木副議長は開会の挨拶で「生活保護法が施行されて50年、朝日訴訟終結以来33年という節目のいま、学資保険裁判は社会保障闘争の重要な要である。21世紀を希望と展望の持てるものにするためにも、勝利しよう」と決意をのべました。

基調報告は全生連の島田会長が「訴訟が始まって13年、最高

裁に上告されて3年目、生活保護世帯ばかりでなく、経済的理由での高校進学断念や、中途退学者が増大している。だれもが安心して高校修学ができるよう、福岡高裁判決の早期確定をかちとりたい。ひきつづき署名や世論への訴えを強めて欲しい」と運動強化と推進を提起しました。

裁判の状況については弁護団から、東京中央法律事務所の菅沼弁護士が、「最高裁は裁判の動きをまったく国民に知らせない、密室のなかでおこなわれており、密室状況はまったくつかめていない。労働者・国民のくらしへの政府・大企業の攻撃は、従来のルールやシステムを切り崩しておこなう、仁義なき闘いがされている。多くの労働組合や国民の間でセーフ



テイネットという考え方（最賃制などもその一つ）によるたたいかい方がすすめられているが、中嶋訴訟は、国民のくらしのセーフティネットを実現する重要なたたかいでもある」と報告されました。

### 実態と決意が述べられる

支援する会参加団体からは日高教の岡田書記長（現委員長）が「教育問題が今、争点となっている、高校中退も年間10万人に達し、その内訳は経済的理由によるもの3.2%、家庭の事情によるもの6%で、授業料減免の生徒が急増している。また高校卒業生の就職が難しく、不安定雇用労働者となっている。学区の廃止など、高校教育のあり方もおおきくゆらいでいる」と高校教育をめぐる状況の報告をおこないました。

新潟市の内田さんからは「リストラや仕事がないなどで、生活保護の相談が増えている、役所に生活保護の申請にいつてもみんないやな思いをしている。母子家庭の6年生の障害児をかかえた34才の母親は、教育を十分に受けさせてやりたいけれど、保護を受けたので学資保険を解約した。お金を貯めたいけれど、子どもが寮のある養護学校に行っていて、休日には帰っ

てくるので、十分働くことができないう、安心して高校進学できるよう裁判をともにたたかいたい」と地域の実態を交えての発言がありました。

フロアーからも、今年高校に進学する娘をかかえたお母さんから、「進学のために必要な費用がない、母子貸付資金を借りたいが、必要な時に必要な資金を借りられない。娘はお金がないので制服が買えないと心配している。学資保険を認め必要な費用を準備できるようにしてほしい」と涙ながらに訴えました。杉並の生活と健康を守る会の代表からは「生活保護を受ける人が倍増している。しかし福祉事務所に申請に行くと保険に入っているとほとんど認められず、みんな諦めてしまっている。子育て中のお母さんのためには、学資保険を認めさせることがとても重要。この学資保険裁判はどうしても勝ちたい」と決意をのべました。

集会をとおして、参加者はあらためて「安心して高校に進学し、学ぶことができるように、この裁判をどうしても勝利しよう」という思いを強くしました。

集会後、代表団を編成し最高裁へ団体署名1421団体、個人署名7477名分を提出し申し入れをおこないました。また厚生労働省へ「上告取り下げ」を要請し、福

祉貸付制度の改善など要求して交渉をおこないました。

### これからのとりくみ

「支援する会」では当初2000年度中に判決が出されるのではとの見方をしていました。が、第3小法廷担当の裁判官の交代があり、判決は夏休みをはさんでその前後となるのではないかとみています。しかし最高裁の動きはまったく分からない状況なので、ひきつづき個人署名や団体署名運動などを強化しようということを確認してまいります。

特に個人署名はまだ15万人程度で、目標に達していません。あらためて参加団体のとりくみの強化を要請しているところです。裁判勝利の力ギは国民の世論であり支持です。最高裁への要請も5月30日、7月31日におこなうこと、判決が出された場合は直ちに「報告集会」を持つことを確認してまいります。



## 林訴訟の問いに何ら答えなかつた最高裁判決

藤井克彦（林訴訟を支える会）

二月一三日最高裁判所第三小法廷（元原利文裁判長）は、一審勝訴、二審敗訴をして上告していた林訴訟に対して、①福祉事務所が生活保障を認めなかつた処分を取り消しについては、原告林勝義さんが死亡したので訴訟は終了した、②損害賠償については、二審判決に誤りはなかつたので上告を棄却する、という不当な判決を出した。

この判決は形式的にも内容的にも非礼かつお粗末であり、林訴訟が提起した問いに答えおらず、司法の使命を放棄したものである。

### 一、林訴訟が問いかけたもの

① 不況と両足痛とにより、野宿を強いられ、食事も摂れず水で空腹を満たす状況であるのに、能力の活用という要件でもって生活保障を適用しないことは、最低生活を保障している憲法第二五条や生活保護法に違反しないのか。しかも法第四条三項は急迫保護を設けている。すなわち、最低生活保障と要件との関係、法第四条の解釈は如

何に。

② 原判決は、「就労の可能性があつたはずだ」と推認するが、このような推認は、稼働能力さえあれば保護を認めないという考え方と限りなく近づく。稼働能力を活用しても現実に就労の場がない（すなわち失業）と判断する基準・条件は何か。

③ 法第四条一項の「能力の活用」の挙証責任は、保護申請者にあるのか、実施機関にあるのか。

④ 被上告人は、「就労可能だから要件はない」と判断し、訴訟になつてから能力不活用論を主張し始めたが、理由の差し替えは許されるのか。

⑤ 原判決における事実認定には、野宿者に対する偏見や誤解があるのでないか。全国各地で、「ホームレスや稼働能力のある者は保護が受けられない」という違法かつ差別的な運用がなされている現実の中で、司法がこの運用実態をどう裁くのか。

⑥ 行政訴訟の承継については、朝日訴訟以来の安易な「一身専属」という論理を再検討することが、社会的に要請されている。

### 二、何ら問いに答えなかつた最高裁判決

① しかし最高裁判決は、憲法・法令違背に関しては「独自の見解」という一言で切り捨てており、何らその理由や法解釈の展開をしていない。法制定時の厚生省保護課長であった小山進次郎の解説書も理解せず、理由も示さずに「独自の判断」をされてはかなわぬ。

② 経験則違反、理由不備、理由の名前が「当事者目録」に出てこ  
齟齬、審理不済についても、最高  
裁判決は原判決が挙げている証拠  
から「認定判断は是認し得ないも  
ではない」（この表現は苦しい）と  
する。しかし何ら具体的理由補充  
書（二）や五本の意見書に於いて  
は全く触れていない。しかも当事  
者目録には、上告理由書  
の段階で代理人になつていなか  
つた三人の弁護士のうち、補充書  
の段階で代理人になつていなか  
つた二人の弁護士の名前はな  
い。最高裁は何ら下級審判断の  
極めて失礼である。ひよつとして  
昨年八月に提出した補充書（二）  
や都留民子・笹沼弘志両意見書  
は、全く読まれていないのである  
うか。昨年一〇月三十一日付けの承  
継の申立書と上申意見書が無視さ  
れていられると思われ、こうなると、  
判決文は昨年八月以前に書かれて  
いたのではないかと思いたくなる  
くらいである。

ある。また、司法の番人としての  
最高裁という使命からして、結  
論がどうであれ、提出された論  
点に対して最高裁の見解を堂々  
と論じ、更なる論議の素材を提  
供する使命も持つている。「権威  
によつて結論を下し、有無を言  
わさない」というのは独裁とい  
える。今回の最高裁判決は、司法  
の使命を完全に放棄し、林訴訟  
の問いに答えることなく、逃げ  
去つたものである。憤懣に耐え  
ない。

③ 行政訴訟の承継に関しても、  
弁護団の提出した論点に何ら触れ  
ることなく、何の根拠も論理展開  
もしないままに、「一身専属」とい  
うことで片づけてしまったのであ  
り、司法の番人としての使命を放  
棄したのである。しかも、弁護団  
が林さんの死亡や相続に関する証  
拠を提出しているにもかかわらず、  
職権により調査した結果死亡  
が明らかになつたとしており、承  
継申立そのものを無視しているか  
のようである。

三、林訴訟の成果と今後に  
ついて  
ところで林訴訟運動は、ホー  
ムレスだからとか、働けるから  
という理由で生活保護は受けら  
れないとする各地での運用が違  
法であることを社会的に明らか  
にし、また各地の運動に励まし  
を与えてきた。厚生省も「いわゆ  
るホームレスに対する生活保護  
の適用については、単に居住地  
がないことや稼働能力があるこ  
とをもつてのみ保護の要件に欠  
けるということはなく、真に生  
活に困窮する方々は、生活保護  
の対象となるものである」と何  
度も言わざるを得なくなつてい  
る。林訴訟やその他のたたかい  
の成果と言える。今後この成  
果を活用して、すべての人の生  
存権保障のためにたたかつてい  
きたい。

④ 損害賠償訴訟の承継について  
は、上告理由書を一応検討したよ  
うになつているので、承継は認め  
られた訳である。しかしそのこと  
を何ら明記していないし、承継人

しかし、案の上、判決の内容は、林さ  
んに対する生活保護開始決定の取消請  
求部分については、上告人の林勝義さ  
んが平成11年10月22日死亡して  
いるので、既に終了している、と言うも  
のであり、国家賠償請求の部分につ  
いては、「控訴審の判断を是認し得ないも  
のではない」という、曖昧な言い方では  
あるが結論としては当方の言い分を認  
めない上告棄却の判決であつた。

⑤ 判決は、上告理由書について  
は、形だけであるが一応触れてい  
る。しかし上告理由補充書、上告  
と論じ、更なる論議の素材を提  
供する使命も持つている。「権威  
によつて結論を下し、有無を言  
わさない」というのは独裁とい  
える。今回の最高裁判決は、司法  
の使命を完全に放棄し、林訴訟  
の問いに答えることなく、逃げ  
去つたものである。憤懣に耐え  
ない。

2、最高裁判決言い渡しは「失  
礼」  
最高裁の従来の判決の言い渡しの仕  
方は全く突然である。従つて、われわれ  
のその日のスケジュールは大きく乱れ  
ることになる。最高裁での判決が出た  
後、マスコミからはひっきりなしに電  
話が入り、その都度一定のコメントを  
しなければならぬ。また、話題性のあ  
る事件の場合には、記者会見の設定も  
しなければならぬ。声明文の準備もし  
なければならぬ。仮に勝訴の場合で  
も同じ対応が求められる筈である。実  
際に最高裁判決の言い渡しを受ける段  
になると、そのシステムが国民からは  
絶対納得されないものであることをし  
みじみ感じた。今度の民事訴訟法の改  
正でこの点が改められたことは、誠に  
むべなるかなである。

⑤ 判決は、上告理由書について  
は、形だけであるが一応触れてい  
る。しかし上告理由補充書、上告  
と論じ、更なる論議の素材を提  
供する使命も持つている。「権威  
によつて結論を下し、有無を言  
わさない」というのは独裁とい  
える。今回の最高裁判決は、司法  
の使命を完全に放棄し、林訴訟  
の問いに答えることなく、逃げ  
去つたものである。憤懣に耐え  
ない。

3、最高裁は何も応えてくれな  
かつた  
よく最高裁の判決は三行半だと言わ  
れる。しかし本件については、上告理由  
もかなり長い充実したものを提出して

ある。また、司法の番人としての  
最高裁という使命からして、結  
論がどうであれ、提出された論  
点に対して最高裁の見解を堂々  
と論じ、更なる論議の素材を提  
供する使命も持つている。「権威  
によつて結論を下し、有無を言  
わさない」というのは独裁とい  
える。今回の最高裁判決は、司法  
の使命を完全に放棄し、林訴訟  
の問いに答えることなく、逃げ  
去つたものである。憤懣に耐え  
ない。

1、2月13日の出来事  
朝9時半頃東京の新井章先生よ  
り「今日午前10時に林訴訟の最  
高裁判決が言い渡される」との電  
話が入つた。もちろんわれわれ  
は、既に、場合によつては年度内  
に判決があるかも知れないとの情  
報を得ていた。しかし、その場合  
には弁論の再開もなく言い渡され  
る判決であるから、上告棄却とい  
うことになり、われわれが精魂込  
めて書き続けてきた控訴審判決不  
当性の主張が認められないことにな  
る。そんな筈があるわけではない  
のである。

ある。また、司法の番人としての  
最高裁という使命からして、結  
論がどうであれ、提出された論  
点に対して最高裁の見解を堂々  
と論じ、更なる論議の素材を提  
供する使命も持つている。「権威  
によつて結論を下し、有無を言  
わさない」というのは独裁とい  
える。今回の最高裁判決は、司法  
の使命を完全に放棄し、林訴訟  
の問いに答えることなく、逃げ  
去つたものである。憤懣に耐え  
ない。

1、2月13日の出来事  
朝9時半頃東京の新井章先生よ  
り「今日午前10時に林訴訟の最  
高裁判決が言い渡される」との電  
話が入つた。もちろんわれわれ  
は、既に、場合によつては年度内  
に判決があるかも知れないとの情  
報を得ていた。しかし、その場合  
には弁論の再開もなく言い渡され  
る判決であるから、上告棄却とい  
うことになり、われわれが精魂込  
めて書き続けてきた控訴審判決不  
当性の主張が認められないことにな  
る。そんな筈があるわけではない  
のである。

ある。また、司法の番人としての  
最高裁という使命からして、結  
論がどうであれ、提出された論  
点に対して最高裁の見解を堂々  
と論じ、更なる論議の素材を提  
供する使命も持つている。「権威  
によつて結論を下し、有無を言  
わさない」というのは独裁とい  
える。今回の最高裁判決は、司法  
の使命を完全に放棄し、林訴訟  
の問いに答えることなく、逃げ  
去つたものである。憤懣に耐え  
ない。

1、2月13日の出来事  
朝9時半頃東京の新井章先生よ  
り「今日午前10時に林訴訟の最  
高裁判決が言い渡される」との電  
話が入つた。もちろんわれわれ  
は、既に、場合によつては年度内  
に判決があるかも知れないとの情  
報を得ていた。しかし、その場合  
には弁論の再開もなく言い渡され  
る判決であるから、上告棄却とい  
うことになり、われわれが精魂込  
めて書き続けてきた控訴審判決不  
当性の主張が認められないことにな  
る。そんな筈があるわけではない  
のである。

ある。また、司法の番人としての  
最高裁という使命からして、結  
論がどうであれ、提出された論  
点に対して最高裁の見解を堂々  
と論じ、更なる論議の素材を提  
供する使命も持つている。「権威  
によつて結論を下し、有無を言  
わさない」というのは独裁とい  
える。今回の最高裁判決は、司法  
の使命を完全に放棄し、林訴訟  
の問いに答えることなく、逃げ  
去つたものである。憤懣に耐え  
ない。

1、2月13日の出来事  
朝9時半頃東京の新井章先生よ  
り「今日午前10時に林訴訟の最  
高裁判決が言い渡される」との電  
話が入つた。もちろんわれわれ  
は、既に、場合によつては年度内  
に判決があるかも知れないとの情  
報を得ていた。しかし、その場合  
には弁論の再開もなく言い渡され  
る判決であるから、上告棄却とい  
うことになり、われわれが精魂込  
めて書き続けてきた控訴審判決不  
当性の主張が認められないことにな  
る。そんな筈があるわけではない  
のである。

ある。また、司法の番人としての  
最高裁という使命からして、結  
論がどうであれ、提出された論  
点に対して最高裁の見解を堂々  
と論じ、更なる論議の素材を提  
供する使命も持つている。「権威  
によつて結論を下し、有無を言  
わさない」というのは独裁とい  
える。今回の最高裁判決は、司法  
の使命を完全に放棄し、林訴訟  
の問いに答えることなく、逃げ  
去つたものである。憤懣に耐え  
ない。

1、2月13日の出来事  
朝9時半頃東京の新井章先生よ  
り「今日午前10時に林訴訟の最  
高裁判決が言い渡される」との電  
話が入つた。もちろんわれわれ  
は、既に、場合によつては年度内  
に判決があるかも知れないとの情  
報を得ていた。しかし、その場合  
には弁論の再開もなく言い渡され  
る判決であるから、上告棄却とい  
うことになり、われわれが精魂込  
めて書き続けてきた控訴審判決不  
当性の主張が認められないことにな  
る。そんな筈があるわけではない  
のである。

ある。また、司法の番人としての  
最高裁という使命からして、結  
論がどうであれ、提出された論  
点に対して最高裁の見解を堂々  
と論じ、更なる論議の素材を提  
供する使命も持つている。「権威  
によつて結論を下し、有無を言  
わさない」というのは独裁とい  
える。今回の最高裁判決は、司法  
の使命を完全に放棄し、林訴訟  
の問いに答えることなく、逃げ  
去つたものである。憤懣に耐え  
ない。

1、2月13日の出来事  
朝9時半頃東京の新井章先生よ  
り「今日午前10時に林訴訟の最  
高裁判決が言い渡される」との電  
話が入つた。もちろんわれわれ  
は、既に、場合によつては年度内  
に判決があるかも知れないとの情  
報を得ていた。しかし、その場合  
には弁論の再開もなく言い渡され  
る判決であるから、上告棄却とい  
うことになり、われわれが精魂込  
めて書き続けてきた控訴審判決不  
当性の主張が認められないことにな  
る。そんな筈があるわけではない  
のである。

ある。また、司法の番人としての  
最高裁という使命からして、結  
論がどうであれ、提出された論  
点に対して最高裁の見解を堂々  
と論じ、更なる論議の素材を提  
供する使命も持つている。「権威  
によつて結論を下し、有無を言  
わさない」というのは独裁とい  
える。今回の最高裁判決は、司法  
の使命を完全に放棄し、林訴訟  
の問いに答えることなく、逃げ  
去つたものである。憤懣に耐え  
ない。

1、2月13日の出来事  
朝9時半頃東京の新井章先生よ  
り「今日午前10時に林訴訟の最  
高裁判決が言い渡される」との電  
話が入つた。もちろんわれわれ  
は、既に、場合によつては年度内  
に判決があるかも知れないとの情  
報を得ていた。しかし、その場合  
には弁論の再開もなく言い渡され  
る判決であるから、上告棄却とい  
うことになり、われわれが精魂込  
めて書き続けてきた控訴審判決不  
当性の主張が認められないことにな  
る。そんな筈があるわけではない  
のである。

ある。また、司法の番人としての  
最高裁という使命からして、結  
論がどうであれ、提出された論  
点に対して最高裁の見解を堂々  
と論じ、更なる論議の素材を提  
供する使命も持つている。「権威  
によつて結論を下し、有無を言  
わさない」というのは独裁とい  
える。今回の最高裁判決は、司法  
の使命を完全に放棄し、林訴訟  
の問いに答えることなく、逃げ  
去つたものである。憤懣に耐え  
ない。

1、2月13日の出来事  
朝9時半頃東京の新井章先生よ  
り「今日午前10時に林訴訟の最  
高裁判決が言い渡される」との電  
話が入つた。もちろんわれわれ  
は、既に、場合によつては年度内  
に判決があるかも知れないとの情  
報を得ていた。しかし、その場合  
には弁論の再開もなく言い渡され  
る判決であるから、上告棄却とい  
うことになり、われわれが精魂込  
めて書き続けてきた控訴審判決不  
当性の主張が認められないことにな  
る。そんな筈があるわけではない  
のである。

ある。また、司法の番人としての  
最高裁という使命からして、結  
論がどうであれ、提出された論  
点に対して最高裁の見解を堂々  
と論じ、更なる論議の素材を提  
供する使命も持つている。「権威  
によつて結論を下し、有無を言  
わさない」というのは独裁とい  
える。今回の最高裁判決は、司法  
の使命を完全に放棄し、林訴訟  
の問いに答えることなく、逃げ  
去つたものである。憤懣に耐え  
ない。

1、2月13日の出来事  
朝9時半頃東京の新井章先生よ  
り「今日午前10時に林訴訟の最  
高裁判決が言い渡される」との電  
話が入つた。もちろんわれわれ  
は、既に、場合によつては年度内  
に判決があるかも知れないとの情  
報を得ていた。しかし、その場合  
には弁論の再開もなく言い渡され  
る判決であるから、上告棄却とい  
うことになり、われわれが精魂込  
めて書き続けてきた控訴審判決不  
当性の主張が認められないことにな  
る。そんな筈があるわけではない  
のである。

ある。また、司法の番人としての  
最高裁という使命からして、結  
論がどうであれ、提出された論  
点に対して最高裁の見解を堂々  
と論じ、更なる論議の素材を提  
供する使命も持つている。「権威  
によつて結論を下し、有無を言  
わさない」というのは独裁とい  
える。今回の最高裁判決は、司法  
の使命を完全に放棄し、林訴訟  
の問いに答えることなく、逃げ  
去つたものである。憤懣に耐え  
ない。

1、2月13日の出来事  
朝9時半頃東京の新井章先生よ  
り「今日午前10時に林訴訟の最  
高裁判決が言い渡される」との電  
話が入つた。もちろんわれわれ  
は、既に、場合によつては年度内  
に判決があるかも知れないとの情  
報を得ていた。しかし、その場合  
には弁論の再開もなく言い渡され  
る判決であるから、上告棄却とい  
うことになり、われわれが精魂込  
めて書き続けてきた控訴審判決不  
当性の主張が認められないことにな  
る。そんな筈があるわけではない  
のである。

ある。また、司法の番人としての  
最高裁という使命からして、結  
論がどうであれ、提出された論  
点に対して最高裁の見解を堂々  
と論じ、更なる論議の素材を提  
供する使命も持つている。「権威  
によつて結論を下し、有無を言  
わさない」というのは独裁とい  
える。今回の最高裁判決は、司法  
の使命を完全に放棄し、林訴訟  
の問いに答えることなく、逃げ  
去つたものである。憤懣に耐え  
ない。

1、2月13日の出来事  
朝9時半頃東京の新井章先生よ  
り「今日午前10時に林訴訟の最  
高裁判決が言い渡される」との電  
話が入つた。もちろんわれわれ  
は、既に、場合によつては年度内  
に判決があるかも知れないとの情  
報を得ていた。しかし、その場合  
には弁論の再開もなく言い渡され  
る判決であるから、上告棄却とい  
うことになり、われわれが精魂込  
めて書き続けてきた控訴審判決不  
当性の主張が認められないことにな  
る。そんな筈があるわけではない  
のである。

ある。また、司法の番人としての  
最高裁という使命からして、結  
論がどうであれ、提出された論  
点に対して最高裁の見解を堂々  
と論じ、更なる論議の素材を提  
供する使命も持つている。「権威  
によつて結論を下し、有無を言  
わさない」というのは独裁とい  
える。今回の最高裁判決は、司法  
の使命を完全に放棄し、林訴訟  
の問いに答えることなく、逃げ  
去つたものである。憤懣に耐え  
ない。

1、2月13日の出来事  
朝9時半頃東京の新井章先生よ  
り「今日午前10時に林訴訟の最  
高裁判決が言い渡される」との電  
話が入つた。もちろんわれわれ  
は、既に、場合によつては年度内  
に判決があるかも知れないとの情  
報を得ていた。しかし、その場合  
には弁論の再開もなく言い渡され  
る判決であるから、上告棄却とい  
うことになり、われわれが精魂込  
めて書き続けてきた控訴審判決不  
当性の主張が認められないことにな  
る。そんな筈があるわけではない  
のである。

ある。また、司法の番人としての  
最高裁という使命からして、結  
論がどうであれ、提出された論  
点に対して最高裁の見解を堂々  
と論じ、更なる論議の素材を提  
供する使命も持つている。「権威  
によつて結論を下し、有無を言  
わさない」というのは独裁とい  
える。今回の最高裁判決は、司法  
の使命を完全に放棄し、林訴訟  
の問いに答えることなく、逃げ  
去つたものである。憤懣に耐え  
ない。

1、2月13日の出来事  
朝9時半頃東京の新井章先生よ  
り「今日午前10時に林訴訟の最  
高裁判決が言い渡される」との電  
話が入つた。もちろんわれわれ  
は、既に、場合によつては年度内  
に判決があるかも知れないとの情  
報を得ていた。しかし、その場合  
には弁論の再開もなく言い渡され  
る判決であるから、上告棄却とい  
うことになり、われわれが精魂込  
めて書き続けてきた控訴審判決不  
当性の主張が認められないことにな  
る。そんな筈があるわけではない  
のである。

おり、また上告理由補充書にも、補充書ではあつてもかなり注目すべき論点、内容を書き込んでいく。従つてそれ相応の受け止め方はしてもらえると確信していたし、一審が原告勝訴、控訴審が逆転判決という裁判所の判断においても分かれるところであり、また、現在の野宿生活者の増加と生活保護行政の重要性から考えて、最高裁もそれなりの姿勢で対応してくれるものと期待をしていた。もつとも、林さんが残念ながら上告審に入つてから体調を崩し、一九九九年一〇月病気で亡くなったという事態が発生したが、これについても、生活保護受給者の死亡によつて行政処分取り消し訴訟が承継されるか、終了するかについて議論のあるところであり、かつて当弁護団員のお一人である新井章先生の担当された朝日訴訟（一九六七年判決）のリベンジ訴訟と位置付け、承継の申立書には、この場合に承継されるべきことを詳細に主張した。司法改革の叫ばれた時代に、最高裁としてもそれなりの見解を表明するであろうと考へていたが、今回の判決は、この点についても何の論評もしなかった。果たして何も言わなくてすむ事件であつたのだろうか。

#### 4, 生活保護行政処分取消請求権の訴訟承継について

最高裁の朝日訴訟判決は、生活

保護受給権は一身専属に帰する権利であるから、その受給者が死亡すれば相続することなく、権利は消失し、事件は終了するとする。一見合理的なようではあるが、果たして具体的妥当性を有する理論であろうか。第一に言えることは、生活保護の受給者は、多くの場合高齢であり健康的には弱者である。裁判の途中で死亡することが比較的多いことが指摘されている。そうすると、行政側は裁判事件を長引かせることによつて、結局事件を終了させ実質的に行政の処分が見直されることなく決着してしまうことになる。第二に言えることは、弱い人が生きていくためには、そこに関わる多くの人が存在し、また、経済的にも周囲との関わりを有するケースが圧倒的に多いのである。従つて受給者本人が死亡することによりすべて問題が終了してしまふと考えることは著しく国民の常識に反する。こうした意味で、行政処分を受けた当事者が死亡したからと言って、直ちに事件を終わらせるのではなく、その具体的状況を見て、承継人に何らかの権利を認めて良い場合があり得るのである。その点最高裁の考へ方は、あまりにも短絡的に過ぎ、見直される必要があると言ふべきである。

#### 5, 国家賠償請求権の訴訟承

継について  
行政処分取消裁判の承継問題と異なり、国家賠償請求権は本人の死亡により当然承継される。従つて、本件裁判の主要な問題に関する最高裁の判断がこの場で示されるであろうことはかなりの確率で予想していた。しかしその論述は悲しくなるほど不足なものである。最高裁の裁判官は、国民の必死な問いかけに対して、全く内容のない、本件判決に見られるような「控訴審の判断を是認し得ないものではない」といったいい加減な判決でその役割を十分果たしていると考えているのだろうか。正に「非常識」の一語に尽きる。司法が本場に国民の信頼を得、政府が進める「法社会」の中で三権の中の一つの柱としての実質的機能を果たすためには、結論がどうかと言ふこと以上に、「尋ねられたことには真摯に答えていく」という人間的・人格的な姿勢を持つことが必要不可欠である。こんな姿勢では国民が司法を見限ることは火を見るより明らかである。

#### 6, 一日も早い総括と連帯を

ともあれ、われわれは裁判の場において負けたのである。林さんの実情を肌で感じ取ってくれた一審では勝訴しながら、ほとんど実質的な審理をしなかつた控訴審で逆転敗訴となつた。そして最高裁においても何の理由もなく棄却された。人間の生存の最後のセーフティーネットと言われる生活保護の事件においてこうした状況がいつまでも許されてはならない。早急に総括し、次の闘いに臨まなければならぬ。

ただ一審の判決、その後の運動の過程を経て、厚生省（厚生労働省）は、名古屋市が現に野宿生活者に対処してきた「働く能力があれば生活保護の支給をしない」という考へ方は間違いであり、そうした対応をすべきでないという指導を行うようになった。これは正に本件の裁判・運動の一つの大きな成果と見て良い。厳しい経済状況のトンネルから抜け出られない現在、今後も生活保護の適用が問題になるケースは増えるものと思つた。国民が一人でも、少しでも人間らしい生活が保障されるように、憲法の生存権保障の理念が実現されるように、一層の粘り強い闘いが求められる。しかもこの闘いは全国共通のものであり、関連訴訟、運動体が一つに連帯して、大きなうねりを生み出していくことが求められる。

(2001.5.5 記)



### 生活保護審査請求の経過について

全京都生活と健康を守る会連合会  
高橋 瞬作

片山さん（仮名）は59歳。離婚してひとり暮らしである。現在市内の病院で朝8時から昼の12時まで掃除の仕事をしている。1ヶ月平均100時間ほど働いて、給料は7〜8万円だった。今までは喫茶店を経営したりしていたので、なれない掃除の仕事はつらくて、最近になってやつとなれてきたそうだ。

しかしそれでも朝から昼まで休憩なしで働く、帰つてからはたくたでしばらく横になるといふ。2000年1月から働きながら生活保護を受けて暮らしている。保護費は生活扶助と住宅扶助をあわせて65000円ほどだった。

今の掃除の仕事は生活保護を受けたあとの厳しい就労指導のすえ、やつと見つけた仕事だった。職安にかよいつめ、最初に仕事に行つたところは「毎日3時間程度」仕事があるはずだった。ところがいつてみると3時間の仕事ですら1週間に2、3日しかなかったのである。これではあかんと思つて見つけたのが今の職場で、ときどき午後から残業があるが、みんな競い合つてその残業をしたがるという。彼女も必死になつて残業があれば

その仕事をもらおうようにしていた。ところが昨年の11月頃から増収指導が始まった。1日7時間働くようにというものだった。しかし彼女は現実の厳しさをそれまでに知っていた。60歳に手が届こうとする、しかも何の技術もない女性の仕事は掃除しかない。それなら今のところで精一杯だった。掃除で7時間以上働く人の募集も殆どなかった。

増収指導はだんだん厳しさをまし、「生活保護をとめる」とまで言われるようになった。彼女は何度も役所に行き「生活保護を止めないでほしい」といったが「とにかく7時間以上のところを見つけて働け」といわれた。「もしきつい仕事に行つて倒れたり、解雇されたりしたらどうなるのか？」と彼女が聞くと「それでもかまわない、病気になるて倒れたらまた生活保護を受けたい」と担当のケースワーカーに言われた。

彼女はどうしても納得がいかなかった。今の職場なら定年が65歳までなので65歳まで安心して働ける。

しかし福祉事務所は今年の1月12日付で生活保護を1月1日にさかのぼって廃止した。

廃止の理由は「指導・指示の不履行」だった。

彼女が健康だったが、増収指導が始まる頃から精神的に不安定になり、体調が悪く精神安定剤を服用するようになった。しかし生活保護が廃止されて、国保に加入したが7、8万円の給料から家賃5万円を支払うと、食べていくこと、医者に行くことができなくなってきた。食べることができなくなってきた。食べたことはすぐ近所に娘さんが住んでいたの、いっしょに食事をすることでも何とか解決してきた。しかし娘さんも夫の母親と一緒に暮らしているの、あまり金銭的な無理はいえなかった。

生健会と相談し、福祉事務所に要望をまず出すことにした。

要望を出すにあたっては、生健会の役員数名と民医連の院所の職員や、民商の事務局もついで来てくれた。日ごろから社会保障推進協議会でこうしたことを話し合っているの、この時、とても力強い。

2月の下旬、彼女は福祉事務所前に集まった人たちを前にして、自分の心情を訴えた。そして十数人を従えて要望書を提出、その後3月5日に審査請求書を提出した。

翌日から福祉事務所は「3月から生活保護を再開する。審査請求は取り下げてほしい」といつてきた。最初は拒否していた彼女だが、「役所の人がかわいそうになって」請求を取り下げた。彼女の「65歳まで安心して働きたい」というあたりまえの願いは福祉事務所に届いたのだろうか？



## 福祉事務所の水際作戦に断罪!

申請書不交付の違法性、口頭での申請の有効性を認め、一年間の保護費相当の支払いを命令

弁護士 谷村慎介

原告の主張の概要は、本判決の「事案の概要」記載のとおりである。原告は、平成9年3月24日を開始日とする生活保護を現在も受けているのであるが、本判決は原告の大阪市に対する国家賠償請求(請求第2項)につき、原告が平成8年4月1日時点で既に要保護状態にあったことを前提に、要保護状態にあつて生活保護を受けられなかった平成8年4月1日から平成9年3月23日までの間の生活保護費相当額(150万000円)に加え、要保護状態にあつて生活保護を受けられなかったことによる精神的苦痛による慰謝料(30万円)とを認めたもので

ある。

1 本件の最大の争点は、平成8年4月1日生活保護の申請があつたのかどうかの点である。原告の申請が申請書によるものではなく、口頭の申請によるものであつたり、平成8年4月1日から平成9年3月23日までの間、満足な介護を受けられなかったこと、食費や医療費の節約を迫られた等多大な精神的苦痛を蒙つたとして、慰謝料を認められた。

生活保護の実務上、申請書の提出が申請の要件かのような運用が行なわれ、実施機関の担当者も要保護者も、申請書を提出しなければ、保護の申請とならないと考えをそれぞれ認定し、保護の実施機関の長(管轄福祉事務所長)が、原告の申請に依りて、申請日を保護開始日とする保護決定を行なうべき職務上の義務を負っていたのに、これを違反したことに少なくとも必要があるから、申請書が違法も過失があるとした。被告は、原告が、平成8年4月17日には実施機関から申請書用紙の交付を受つていた(争いのない事実)ことか、原告が申請書を提出しなかつたから開始の申請があつたとの扱いがでなかつた」と主張したが、本判決は、これをも明確に排斥している。

更に、本判決は、要保護者が実施機関の担当者からの指導に従わない場合であっても、これを理由に、要保護者たる原告に対する申し扱っている傾向があるが、本判決

